

(企業名) 社会福祉法人 二 桜 会

## 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

1. 計画期間 2025年 4月 1日～ 2028年 3月 31日

2. 目 標

a. 労働者の月平均超過勤務時間を削減（3時間以上）

3. 取組内容

- 2025年 4月～ 前年度残業時間の把握からシフト見直し  
リーダー会議や職員会議で検討していく
- 2025年 4月～ 短時間労働者の勤務時間調整見直し
- 2025年 4月～ 職員増員推進

提出先

岩手労働局 雇用環境・均等室

〒020-8522 盛岡市盛岡駅西通1-9-15

盛岡第2合同庁舎5F

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 令和 7 年 2 月 13 日

岩手労働局長 殿

(ふりがな) しゃかいほくしほうじんにおうかい  
一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人 二桜会

(ふりがな) うのうら とくじ  
(法人の場合) 代表者の氏名 鶉 浦 篤 治

住 所 〒029-3105 岩手県一関市  
花泉町涌津字一ノ町76

電 話 番 号 0191-36-1223

提出用

一般事業主行動計画を(策定・変更)したので、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条第1項又は第7項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 183人
  - 〔 男性労働者の数 51人
  - 女性労働者の数 132人
2. 一般事業主行動計画を(策定・変更)した日 令和 7年 2月 13日
3. 変更した場合の変更内容
  - ① 一般事業主行動計画の計画期間
  - ② 目標又は女性活躍推進対策の内容 (既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
  - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 平成・令和 7年 4月 1日 ~ 令和10年 3月 31日
5. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
  - ① 事業所内の見やすい場所への掲示
  - ② 書面の交付
  - ③ 電子メールの送信
  - ④ その他の周知方法  
(自法人ホームページ)
6. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
  - ① インターネットの利用 (女性の活躍推進企業データベース/自社のホームページ/その他 ( ))
  - ② その他の公表方法 ( )
7. 女性の職業生活における活躍に関する情報の公表の方法
  - ① インターネットの利用 (女性の活躍推進企業データベース/自社のホームページ/その他 ( ))
  - ② その他の公表方法 ( )
8. 一般事業主行動計画を定める際に把握した女性の職業生活における活躍に関する状況の分析の概況
  - (1) 基礎項目の状況把握・分析の実施 ( 済 )
  - (2) 選択項目の状況把握・分析の実施 (把握した場合、その代表的なもののみを記載)  
( 役職付与 10名 )
  - (3) 男女の賃金の差異の状況把握の実施 ( 済 )  
(事業年度: 令和 4年 4月 1日 ~ 令和 7年 3月 31日)
9. 達成しようとする目標及び取組の内容の概況 (一般事業主行動計画を添付)

一般事業主行動計画の担当部局

事務局

(ふりがな)  
担当者の氏名

やまがはらひこ  
山田昭彦

## 社会福祉法人二桜会行動計画（第4回）

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

### 2. 内 容

目標1：計画期間内に該当者がある場合、育児休業又は育児短時間の取得率を現状より向上させる。

男性職員については、期間中に1人以上取得する

女性職員については、取得率を75%目指す。

#### 〈対策〉

令和7年4月 ～ 職員の具体的なニーズ調査及び対策検討チーム設置と検討開始

令和7年4月 ～ 育児休業制度の拡充（複数回取得や期間の延長）

令和7年4月 ～ 育児休業制度や運用に関する、管理者研修参加

令和7年4月 ～ 事業所内広報や事業所内説明回実施で周知徹底

目標2：令和12年3月まで、小学3年生の子を持つ職員が、希望する場合利用できる短時間勤務の導入する。（制度策定は継続検討見直し）

#### 〈対策〉

令和7年4月 ～ 職員の具体的なニーズ調査検討開始

令和8年4月 ～ くるみん制度の導入検討

令和7年4月 ～ 事業所内広報や事業所内説明回実施で周知徹底

目標3：出産や子育てによる退職者の復職再雇用制度

#### 〈対策〉

令和7年4月 ～ 対策検討組織で検討継続

令和7年4月 ～ 制度の導入、管理者研修及び事業所内広報などで職員へ周知  
再雇用者への研修実施

目標4：育児休業後に職員が復職しやすくするため、休業中の職員へ資料送付提供する制度導入実施

#### 〈対策〉

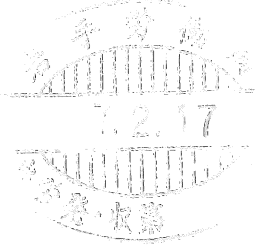
令和7年4月 ～ アンケート調査、対策検討組織で検討継続

令和7年4月 ～ 制度の導入、管理者研修及び事業所内広報などで職員へ周知  
再雇用者への研修実施

一般事業主行動計画策定・変更届

届出年月日 令和 7年 2月 13日

岩手県労働局長 殿



(ふりがな) シャカイフクシホウジンニオウカイ  
一般事業主の氏名又は名称 社会福祉法人 二 桜 会

(ふりがな) うのうら とくじ  
(法人の場合) 代表者の氏名 鶯 浦 篤 治



主たる事業 社会福祉事業

住 所 〒029-3105 岩手県一関市  
花泉町涌津字一ノ町 76

電 話 番 号 0191-36-1223

一般事業主行動計画を(策定)・変更)したので、次世代育成支援対策推進法第12条第1項又は第5項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 常時雇用する労働者の数 183 人 (うち有期雇用労働者 98人)
  - ① 男性労働者の数 51 人
  - ② 女性労働者の数 132 人
2. 一般事業主行動計画を(策定)・変更)した日 令和 7年 2月 13日
3. 変更した場合の変更内容
  - ① 一般事業主行動計画の計画期間
  - ② 目標又は次世代育成支援対策の内容(既に都道府県労働局長に届け出た一般事業主行動計画策定・変更届の事項に変更を及ぼすような場合に限る。)
  - ③ その他
4. 一般事業主行動計画の計画期間 令和 7年 4月 1日 ~ 令和12年 3月 31日
5. 規定整備の状況
  - ① 有期雇用労働者も対象に含めた育児休業制度 (有・無)
  - ② 有期雇用労働者も対象に含めたその他の両立支援制度 (有・無)
6. 一般事業主行動計画を外部へ公表した日又は公表予定日 令和 7年 4月 1日
7. 一般事業主行動計画の外部への公表方法
  - ① インターネットの利用(両立支援のひろば・自社のホームページ・その他( ))
  - ② その他の公表方法 ( )
8. 一般事業主行動計画の労働者への周知の方法
  - ① 事業所内の見やすい場所への掲示又は備付け
  - ② 書面の交付
  - ③ 電子メールの送信
  - ④ その他の周知方法 ( )
9. 一般事業主行動計画を定める際に把握した職業生活と家庭生活との両立に関する状況の分析の概況
  - ① 育児休業等の取得の状況に関する状況把握・分析の実施 ( 済 )
  - ② 労働時間の状況に関する状況把握・分析の実施 ( 済 )
10. 達成しようとする目標の内容(数値目標で代表的なもののみを記載。)
- ① 育児休業等の取得の状況に関する目標の内容  
( 育児休業時間取得人数 3名を6名に )
- ② 労働時間の状況に関する目標の内容  
( 月平均超過勤務2時間以上削減と介護職員雇用拡大 5名 )
11. 次世代育成支援対策の内容(第二面・第三面に記載すること)
12. 次世代育成支援対策推進法第13条に基づく認定(トライくるみんな認定・くるみんな認定)の申請をする予定 (有・無・未定)
13. 次世代育成支援対策推進法第15条の2に基づく特例認定(プラチナくるみんな認定)の申請をする予定 (有・無・未定)

一般事業主行動計画の担当部局名	事務局
(ふりがな) 担当者の氏名	やまだあきひこ 山田昭彦